

# 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年7月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年7月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 13時25分～13時52分

2. 場 所 御船町カルチャーセンター 2階 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 なし

農地利用最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第27号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律  
附則第5条第1項及び附則第10号第1項について

7 報告第20号 耕作証明書について

8 報告第21号 合意解約について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員全員の出席を頂いておりますので、御船町農業委員会会議規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいております。本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員は 8 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、7 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 はい、こんにちは。

全委員 こんにちは。

議長 熊本もですね、1 週間くらい前かな、ずーっと雨が降り続きよって、さすがに今日は福岡と大分は完全にやられたみたいですね。熊本まで、昼くらい若干熊本まで前線が下りてきとったでしょう。そのまま前線が下りらんならよかばってんですね。まだ前線がずっとあるからもう晴れよつとよかですけどね。

2 番 これからはずっと晴れると

議長 それは副会長のお墨付きをもらったということで。

全委員 (笑い)

議長 外れたら・・・山間の方は、被害はなかったとでしょ。何かありました。

2 番 田がくえたり、ため池の堤防が崩れた、

議長 堤防が崩れた。持ち主なら復旧してもらわないと。それでは、議事録署名委員にお二方、14 番 吉田委員、2 番 荒木委員 お願いをいたします。それでは、議案第 25 号をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお願いします。

議長 ≪議案第 25 号を説明≫

議長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から担当の渡邊委員からお願いいたします。

10 番 はい、6 月 30 日に上田推進委員と事務局 2 人、申請人の方と現地確認を致しました。まずは説明資料の 4 ページをお願いします。場所は国道〇〇号線から県道〇〇線に入りまして車で数分行ったところになります。写真は 5 ページになります。ご覧のとおり、周りは山に囲まれてまして、手前の方に県道が通ってまして、県道から少し曲がったところに畑があります。耕

作している方がいればありがたいかなという場所になっています。もともと栗を植えていたみたいで、また栗を植えるという話でした。申請人は、地元で土木か建設の会社をしております。10年くらい前から兼業で農業をしております。説明資料の3ページの第2項の1～7号については、すべて問題ないと思います。皆様のご審議を宜しく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、皆様、説明に対してご質問・ご意見はありますか。ここはずーっと

8番 〇〇建設の床土販売所の反対下の方、多分。おれは一回落ちた。  
全委員 (笑い)

議長 なんでこんなところでひっくり返る。

8番 斜面と平地が合わさったみたい

議長 なんさまあちは右側はこんなところばかり。

8番 たまたまここが、県道の下の方になっている。

2番 説明資料の写真の地番と議案書の地番が違うけど、写真の方が本当なの。

議長 なんさん、地番が違うらしいですよ。事務局どうですか。

事務局 すいません、失礼しました。議案書の方が正しいです。申し訳ございませんでした。

2番 どっちが正しいの。

事務局 議案書です。

議長 説明資料の写真の方が間違っているらしいですね。訂正方よろしく申し上げます。ほかにご質問・ご意見ありませんか。ありませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番これは野田委員の担当ですので、お願いいたします。

4番 6月29日に事務局2名と上田推進委員と4人で現地に参加しました。8ページをご覧ください。役場から見て北東方向の益城との境の集落です。間所という集落です。集落に入っすぐの農地です。9ページをご覧ください。〇〇氏(譲渡人)と〇〇氏(譲受人)が畑を譲ってくれないかということで話をしたことで今回に至っております。写真に白く建物が写っておりますが、これが譲受人の自宅になります。ちょうど5609位、

真横の建物が自宅になります。以前から耕作されていたみたいで畑として利用されておりました。何ら問題ないかと思えます。7ページをご覧ください。第2項の1号から7号まで何ら該当するところについては、問題ないかと思えます。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これ事務局にお願い、空撮の写真しかないみたいだけど、事務局これについては現地立ち会いはなかったとね。

事務局 立ち会いは行っているんですが、ちょっと全体の写真を撮ろうとすると、柵のぎりぎり崖になっていた場所のところ、全体がうまく撮れなかったので、今回は航空写真を使わせていただきました。

議 長 ばってん、最初のは土手にぎゃんして撮っているじゃないか。あれは、横から写真が撮れたので良かったんですが、これは上から撮るのも難しかったので、航空写真を使用しました。現地立会は行なっております。

議 長 もうちょっと写真は撮ってもらわんと、これじゃ、わからんよ。はい、他にご質問、ご意見ありませんでしょうか。

8 番 特に意見なし

議 長 それでは、ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、それでは、全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして申請番号③番、担当の竹崎委員お願いします。

13 番 先月の27日に事務局と川部推進委員と申請人とで現地確認を行いました。現場は、〇〇ロードの滝尾から上がって行って地図は12ページかな、〇〇線の交差点から次の橋のところのちょうど真ん中位になるんですが、その右側になります。写真は13ページになりますけど、譲受人は以前から譲渡人の田んぼを借りていらして、植えていらして、〇〇(譲渡人)がもう高齢になり、〇〇(譲受人)に買ってもらえんかと話をして今回に至っています。現時点で、〇〇(譲渡人)さんは通勤農業みたいな感じで、〇〇(譲受人)は4、5年位始められてからなると思えます。耕作されています。11ページに戻っていただいておりますように第2項の1~7号に該当する要件については、すべて満たしており、適当と判断いたします。皆さんの

- ご審議を宜しく申し上げます。
- 議 長 はい、どうもありがとうございました。これは、親子間の譲渡  
じゃなかったんじゃないですか。
- 13 番 親子間ではないです。
- 議 長 どなたかご質問ご意見ありませんか。
- 8 番 ここは区画整理がしてある土地ね。
- 13 番 区画整理がしてあります。この辺は、区画整理がしてあります。  
こっちと違って、この写真の一番上のやつは奥の方は土手がある  
けんが。結構作りやすい環境にはなります。
- 議 長 ほかに、質問ありませんか。
- 8 番 ありません。
- 議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。  
全委員 (全員挙手)
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。  
それでは、続きまして議案第 26 号を提案いたします。事務局  
の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の 3 ページをお開きください。  
《議案第 26 号を説明》
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から担  
当の坂本委員、説明をお願いします。
- 3 番 今回は 17 ページの地図で、〇〇号線を高木の方に行って就業  
センター、県の〇〇センターがあったんですが、その方向に信  
号機を右折して向かいには〇〇保育園が出来ていますが、そ  
のちょっと先になります、申請地は、15 ページにありますよ  
うに、現場に 27 日に大森推進委員と事務局と行きましたが、  
相続です、これは。親父さんからやっとなり相続が出来て子供さん  
たちが、色々探したんですが、今のところが手狭になって色々  
探しとったらやっぱり相続を受けた土地が良いということで、  
住宅を建てる案件です。残念ながら、片志和の方なもんで、高  
木の地区になるんですけども、小学校とか嘱託区とかは木倉に  
したいという希望があるそうです。それは冗談かなとその時は  
したんですが、今回は転用については、何もないねというこ  
とで、15 ページの 1～10 の一般基準において該当するところは  
適当と判断いたします。以上のようなことから、総合判断とし  
て許可相当と判断しますので、皆様のご審議をよろしくお願

します。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませぬか。

全委員  
議 長 意見無し

全委員  
議 長 はい、ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員  
議 長 (全員挙手)

全委員  
議 長 はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 27 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 5 ページをお願いいたします。  
《議案第 27 号を説明》

議 長 はい、それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見ございませぬでしょうか。

3 番 すいません。利用権の再設定のところ、あの質問になります、〇〇(借手)の名前になるんですけども、〇〇(貸手)が・・・の前組合長ですよね、なんか委員さんの関係で・・・。

議 長 なんか怪しかですね。

3 番 なんも疑うわけではないけど、〇〇(借手)さんは、大体こう、そうやって作って農家じゃないけん。役員をする上で、農地を作つとかんといかんかったとかな。

議 長 なるほど、読みが深いね。

3 番 直接、その審議とは関係ないんだけど、これは事務局に聞くことじゃなかったいな。

議 長 これは誰も分からん。

全委員  
議 長 (笑い)

全委員  
議 長 ほかに、ございませぬか。はい、それでは、ないようですので、それでは、事務局の説明にご了解いただける方の挙手をお願いいたします。続きまして、報告第 20 号から 21 号まで通して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 11 ページをお願いいたします。  
《報告第 20 号を報告》  
議案書の 13 ページをお願いいたします。  
《報告第 21 号を報告》

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、今までの報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

14 番

㊞

2 番

㊞